

随意契約結果一覧表（平成29年10月～平成30年3月契約分）

契約担当課・連絡先		上下水道局 営業課		093-582-3623			
件名	契約の相手方の商号又は名称	契約金額(円)	契約締結日	随意契約とした具体的な理由	根拠法令※	予定価格(円)	備考
平成29年度上下水道料金システム改修業務委託	日本電気株式会社北九州支店	10,611,000	平成29年11月15日	<p>水道料金システムは、その開発業務を日本電気株式会社北九州支店に委託して構築したものであり、同社は、前水道料金システム稼働後からシステム再構築を経て現在に至るまで、当該システムの保守運用も行っている。</p> <p>同社は、当該システムの機能やプログラム内容について熟知しており、改修結果の検証を容易に行うことができ、また、障害等が発生した場合においても、障害の切り分けから復旧まで、迅速な対応が可能である。</p> <p>以上のことから、本契約を特命随意契約としたもの。</p>	公営企業法施行令第6号	10,730,745	

(注)「根拠法令※」は次のように記入しています。

○公営企業法施行令：地方公営企業法施行令第21条の14第1項中の該当号

随意契約結果一覧表（平成29年10月～平成30年3月契約分）

契約担当課・連絡先		上下水道局 広域事業課		093-582-3141			
件名	契約の相手方の商号又は名称	契約金額(円)	契約締結日	随意契約とした具体的な理由	根拠法令※	予定価格(円)	備考
水道用地マッピングデータ登録業務委託	株式会社ジオクラフト	3,974,400	平成29年10月31日	<p>上水道マッピングシステムの「マッピングシステムデータ更新他業務委託」において、公募を行った結果、行可能な者が1者しかいないことが確認された。</p> <p>本業務の行にあっても同時に、同システムの技術内容を熟知していなければならないが、上記公募の結果により行可能な者は1者に特定されたため、株式会社ジオクラフト委託するものである。</p>	公営企業法施行令第2号	非公表 (特命随意契約で、継続性がある)	
平成29年度水源土木採業務委託	北九州市土木組合	999,000	平成30年3月2日	<p>北九州市で施工する土木事業においては、請負の場合、北九州市営林規則第10条第3項により、土木組合又はあらかじめ市長が指定した者に請負せるものとなっており、現時点ではあらかじめ市長が指定した者がいないため、北九州市土木組合委託するものである。</p>	公営企業法施行令第2号	非公表 (特命随意契約で、継続性がある)	

(注)「根拠法令※」は次のように記入しています。

○公営企業法施行令: 地方公営企業法施行令第21条の14第1項中の該当号

随意契約結果一覧表（平成29年10月～平成30年3月契約分）

契約担当課・連絡先		上下水道局 計画課		093-582-3062			
件名	契約の相手方の商号又は名称	契約金額(円)	契約締結日	随意契約とした具体的な理由	根拠法令※	予定価格(円)	備考
マッピングシステム更新他業務委託	ジオクラフト	52,300,000	平成29年10月11日	マッピングシステムデータ更新他業務委託について、「北九州市」に基き公募を行った結果、加意思確書を提出する者がいなかった。 当該業務を一行可能なものが1社しかいないことが確認された、上記業者との随意契約を行うものとする。	公営企業法施行令第2号	非公表 (特命随意契約で、継続性がある)	
宗一地区水道施設維持管理等業務委託	(株)北九州ウォーターサービス	62,374,520	平成30年3月 日	本市は、平成26年11月7日に宗一地区事務組合と「宗一地区水道事業 括業務委託に関する基本 定」を締結し、平成29年4月1日から 託業務を開始している。 本業務委託は、 託業務のうち、水道施設の維持管理業務(浄水場の運転・管理、給水装置の設計審査・検査、その他水道施設 全 の維持管理) 建設改良工事に関する業務(設計・監督・検査等)を行うものであり、広範に亘るものである。 この業務については、宗一地区住 の重なるフランである水道を全かつ 定的に 給する があることから、委託者である宗一地区事務組合からは、 託業務のうち技術的な業務や施設に関する業務に 間企業を活用する場合、水道事業に関する技術を することはもとより、北九州市が企業運営に関与することで社会経 情 や企業経営に 右さることなく業務の目的を確実に 任を持ってやることができる相手方として、「宗一地区事務組合水道事業 括業務委託に る業務の管理 執行に関する確 書(平成29年2月29日締結)」第5条において、(株)北九州 ウォーターサービスの活用が明記されている。 (株)北九州 ウォーターサービスは、本市のガバナンスの下で上下水道事業の基 的業務の効 的・ 定的な事業体 の維持を図ること等を目的に(一)北九州上下水道 会が外郭団体に行した法人であり、同 会としての 間を含、本市上水道行に精通し、かつ専 知識や技術を した 員を活用するとともに、過去、本市上下水道局の業務を多 請け負ってきたことで ハを多く蓄積し、事 時でもその経験と知識に基き迅速にかつ 確な対応が可能であり、本業務に 条件を満足する唯一の業者であることから、同社に特命するものである。 本業務の委託額については、厚生 働省が バザーとなって(公社)日本水道 会が策定した「水道施設管理業務第三 委託 案」に基き本市が したものであり、 当な価格となっている。 また、本業務委託を(株)北九州 ウォーターサービスと随意契約することについては、平成29年2月12日開催の北九州市外郭団体随意契約適正化委員会において、 している。	公営企業法施行令第2号	非公表 (特命随意契約で、継続性がある)	

(注)「根拠法令※」は次のように記入しています。

○公営企業法施行令：地方公営企業法施行令第21条の14第1項中の該当号

随意契約結果一覧表（平成29年10月～平成30年3月契約分）

契約担当課・連絡先		上下水道局 計画課		093-582-3062			
件名	契約の相手方の商号又は名称	契約金額(円)	契約締結日	随意契約とした具体的な理由	根拠法令※	予定価格(円)	備考
応急給水用具保管業務委託	北九州管工事協同組合	2,305,500	平成30年3月20日	害により広域が断水となる場合は、給水タンク車による応急給水活動を行うが、上下水道局のみで対応できない場合については「害時における応急措置の力に関する定書」(以下「害定」という。)により北九州管工事同組合に依頼をすることとしている。 この害定に基づき、非害時においても迅速に対応できるように、応急給水活動に必要な給水用具の保管を、平時の管理も含め、害定締結者である北九州管工事同組合に特命し、危機管理体制の強化を図るもの。	公営企業法施行令第2号	非公表 (特命随意契約で、継続性がある)	
給水装置工事審査・検査等業務委託	北九州オーターサービス	2,144,000	平成30年3月20日	北九州オーターサービスは、本市のガバナンスの下で上下水道事業の基幹業務の効率的・定常的な事業体の維持を図ること等を目的に(一)北九州上下水道会が外郭団体に移行した法人であり、同会としての間を含め、本市上下水道行に精通し、かつ専門知識や技術を有した員を活用するとともに、永年にわたる本市上下水道事業の行方を行う業務の実績を持つ事業者である。 本業務は、当局が水道法に基づいて行う給水装置工事の審査・検査を行う業務であることから、関係法規や実務に関して高度の知識等を有し、かつ手続きに熟知し、害時が絡む可能性のある間業者より公平性が確保できる当該事業者が本業務を特命随意契約とした。	公営企業法施行令第2号	非公表 (特命随意契約で、継続性がある)	

(注)「根拠法令※」は次のように記入しています。

○公営企業法施行令：地方公営企業法施行令第21条の14第1項中の該当号

随意契約結果一覧表（平成29年10月～平成30年3月契約分）

契約担当課・連絡先		上下水道局 計画課		093-582-3062			
件名	契約の相手方の商号又は名称	契約金額(円)	契約締結日	随意契約とした具体的な理由	根拠法令※	予定価格(円)	備考
緊急水調査業務委託	株式会社 部水道設備	価 戸別音 調査 32 円/戸 か	平成30年3月20日	<p>本業務は、水の防止 水事 時の迅速かつ的確な対応を図る 点から、昼 を問 時間で 水調査が可能となるよう、市内に事業所を し24時間体 で 人員を 備でき、かつ実績ある業者に委託する がある。</p> <p>この 件を満たし、行可能な者が市内に上記業者の1社しかおら、契約手続きについては、その者と特命随意契約(長 継続契約)を行っている。</p> <p>なお、『北九州市 追加 確認する公募手続きに関する 網』第10条の2に、公募手続きから3年間は、「同一の業務を実施する場合、公募を実施せ に、同一の委託先に委託することができる」との規定があることから、平成2 年1月5日 北九上水 第221号『平成2 年度緊急 水調査業務委託』の発注に 加者意思 書の審査結果について』に基 き、平成29年度と同 義、平成30年度においても上記 業者と特命随意契約を行った。</p>	公営企業法施行令第2号	非公表 (特命随意契約で、継続性がある)	価契約 予定 額 55,720,926円
水中央管理設備点検業務委託	東 ンフラシステム	16,200,000	平成30年3月20日	<p>本業務は 水管理システムの点検 保守を行うものである。</p> <p>対 となる 水管理システムは 東 ンフラシステム 株式会社が 造したソフト ェ で構築したシステムであり、保守 障時の対応は、設備の構造・機能を熟知した 造 一カーでしかできない。</p> <p>については、他の業者では 行が不可能であるた 東 ンフラシステム 株式会社と特命随意契約とした。</p>	公営企業法施行令第2号	非公表 (特命随意契約で、継続性がある)	
倉庫資 管理業務委託	北九州管工事 同組合	20,520,000	平成30年3月20日	<p>本業務は、水道工事で 用する資 の在庫管理等のため、倉庫管理を委託するもの。</p> <p>追加 確認する公募手続きを行った結果、業務 行可能な 加がなかったた、特命するもの。</p>	公営企業法施行令第2号	非公表 (特命随意契約で、継続性がある)	

(注)「根拠法令※」は次のように記入しています。

○公営企業法施行令：地方公営企業法施行令第21条の14第1項中の該当号

随意契約結果一覧表（平成29年10月～平成30年3月契約分）

契約担当課・連絡先		上下水道局 浄水課		093-582-3155			
件名	契約の相手方の商号又は名称	契約金額(円)	契約締結日	随意契約とした具体的な理由	根拠法令※	予定価格(円)	備考
山 水 ンブ ンパー タ点検業務委託	株式会社 川電機	1,100,000	平成29年12月6日	山 水 ンブ ンパーは、山 水 ンブの 御装置として設置さ、穴生浄水場の重 な 水設備である。水設備のトラ ルは、 ンブの運転が出 なくなり、 定給水等の業務に重大な支障を与 erta、的確な予防保全を行うがある。 (株) 川電機は、山 水 ンブ ンパーの ・据業者であり、点検にあたっては的確な設備診断、予防措置が行るよう設備の構造や 御技術を熟知している、 ・据業者でしか行 ないた、特命随意契約とするもの。	公営企業法施行令第2号	非公表 (特命随意契約で、継続性がある)	
穴生水力発電設備点検業務委託	タ ーター株式会社 北九州営業所	6,534,000	平成29年12月6日	発電設備のトラ ルは、業務に重大な支障を与 erta、的確な点検 備とともに、 障発生に早 に対応できるよう保守体を構築する がある。 点検 備対 の設備は富士電機システム (株)が 造、設置したもので、穴生発電所の特性に せた設計、 造を行っていることから、点検 備 修 にあたっては 備の構造や 御技術を熟知した 造、設置業者でしか行 ない。現在、富士電機システム (株)は 取合 さ、当該業務は タ ーター(株)が行っているた、特命随意契約とするもの。	公営企業法施行令第2号	非公表 (特命随意契約で、継続性がある)	
水道水ボル ーター 造業務委託	大円食品工業株式会社	4,126,700	平成30年1月29日	当該業者は平成22、23、24、26、28年度に本業務を 注し、計30万2千本を本市に 入しているが、こ まで特に問 の発生はなく、信 できる業者であった。 さ(中)当該業者がラ する経 性、水道水を10年の品質保証で ルミ缶充填が 価で可能な業者は、関西以西では他にないた。	公営企業法施行令第2号	非公表 (特命随意契約で、継続性がある)	

(注)「根拠法令※」は次のように記入しています。

○公営企業法施行令：地方公営企業法施行令第21条の14第1項中の該当号

随意契約結果一覧表（平成29年10月～平成30年3月契約分）

契約担当課・連絡先		上下水道局 浄水課		093-582-3155			
件名	契約の相手方の商号又は名称	契約金額(円)	契約締結日	随意契約とした具体的な理由	根拠法令※	予定価格(円)	備考
道 浄水場 速 過 過 閉塞対策業務委託	日本 料株式会社 九州営業所	11,000	平成30年2月1日	本業務は、道 浄水場の不足する能力を うた 可搬式浄水器を設置し、浄水処理量を確保するものである。 道 浄水場において、平成30年1月中旬より、 過 の損失水が上昇し、現在の給水量を うことが困 な状況となっており、この状態が継続すると処理水量が不足することとなり、断水の恐がある状況となっている。 不足推定水量を処理可能な可搬式浄水器は、当該業者の 造する「モバイルシンフォタンク」以外にない。 また、道 浄水場の 水水質や処理状況に応じて可搬式浄水器の運転を、一次処理もしくは浄水処理に適宜変更する がある。当該業務を行うには、可搬式浄水器の機構や特性を熟知しておく があり、対応できる業者は 造 一カーである当該業者しかいない。	公営企業法施行令第2号	非公表 (特命随意契約で、継続性がある)	
藍島 水設備点検 備業務委託	藍島環境サービス	3,024,000	平成30年2月2日	本業務は藍島 水施設全 に たる機械設備、電気計装設備、 水管 およ 弁類等の 水設備を維持管理、緊急時保守するものである。維持管理等は、水質管理、水処理技術および 水管 維持管理等の知識や実務経験を するものである。また、緊急 対応には 島における海上交通の 性から、 注者には島内業者で且つ業務の 行が適正に行 るものが するた 。	公営企業法施行令第2号	非公表 (特命随意契約で、継続性がある)	長 継続契約
監視 御システム等保守点検業務委託	タ オーター株式会社 北九州営業所	9,115,200	平成30年3月 日	本業務の対 となる監視 御システムは、タ オーター(株)が 造したソフト ェ で構築したシステムであり、保守 障時の対応は、設備の構造・機能を熟知した 造 一カーでしかできない 。	公営企業法施行令第2号	非公表 (特命随意契約で、継続性がある)	長 継続契約

(注)「根拠法令※」は次のように記入しています。

○公営企業法施行令：地方公営企業法施行令第21条の14第1項中の該当号





随意契約結果一覧表（平成29年10月～平成30年3月契約分）

契約担当課・連絡先		上下水道局 浄水課		093-582-3155			
件名	契約の相手方の商号又は名称	契約金額(円)	契約締結日	随意契約とした具体的な理由	根拠法令※	予定価格(円)	備考
木エレ一タ保守点検業務委託	オーチス・エレ一タサービス株式会社 北九州営業所	1,425,600	平成30年3月22日	<p>本業務委託は、木発電所に設置してあるエレ一タ設備の保守点検監視業務を行うものである。対のエレ一タは設置環境が厳しい一部部品を防滴蓋とし、廻りや昇降関係部品もム施設に合せたものを採用している等の特殊性である。</p> <p>また木発電所は人施設であり、事故が発生した場合、発見の遅延により人命に関与する可能性があるため、安全性の確保が必須である。さらに緊急時には監視設備による対応迅速かつ確実な処置が求められる。木発電所の環境に合わせてエレ一タについて責任を持って業務を遂行できるのは、造一カーであり保守点検業務および定修工事を請け負ってきたサンラーエレ一タ(株)からサービス事業について事業取を行った当該業者のみである。</p>	公営企業法施行令第2号	非公表(特命随意契約で、継続性がある)	長 継続契約
排水処理施設運転 備等業務委託	株式会社 北九州 オーターサービス	231,000円/回 か	平成30年3月15日	<p>本業務は、市の重要なフラ ンとしての水道を24時間間断なく 定的に 全な水を 給する浄水場の浄水処理工 の一部である排水処理施設の運転業務である。水処理施設の業務は浄水処理業務と連動しているため、通 時はもとより事 害時にも適切に対応しなければ、浄水処理に支障をきたし市 性の給水に重大な影 を与 ることとなる。</p> <p>そのた 本業務の 行可能な者の条件としては、高い水道技術 を保 していることだけでなく、本市 自の水事情や水道施設に関して市 員に じた ハや専門知識が される。</p> <p>(株)北九州 オーターサービスは、本市のガバナンスの下で上下水道事業の基 的業務の効 的・ 定的な事業体 の維持を図ること等を目的に(一)北九州上下水道 会が外郭団体に行した法人であり、同 会としての 間を含 、本市上下水道局 自の水事情や施設に精通し、過去、本市上下水道局の業務を多 請け負ってきたことで、 ハを多く蓄積し事 時でもその経験と知識に基 き、迅速かつ的確な対応が 可能である。</p>	公営企業法施行令第2号	非公表(特命随意契約で、継続性がある)	長 継続契約 複 価契約

(注)「根拠法令※」は次のように記入しています。

○公営企業法施行令：地方公営企業法施行令第21条の14第1項中の該当号

随意契約結果一覧表（平成29年10月～平成30年3月契約分）

契約担当課・連絡先		093-582-2480							
件名	契約の相手方の商号又は名称	契約金額(円)	契約締結日	随意契約とした具体的な理由	根拠法令※	予定価格(円)	備考		
「銀道999」デザインマンホール蓋デザイン他業務委託	株式会社 COLT	1,46,000	平成29年11月21日	本業務は、「北九州市下水道事業100周年記念事業」である「銀道999デザインマンホール蓋」のデザインに関する調査等を行うものである。「銀道999」の業者である零時社(代表 松本零士氏)との打合せや、に関する調査等は、零時社が許可するものしか実施できないため、零時社の許可する当該業者と契約するもの。	公営企業法施行令第2号	1,52,200			
下水道台帳システム閲覧維持管理機能データ更新業務委託	株式会社 オオバ	1,404,000	平成30年1月23日	下水道台帳システム閲覧維持管理機能ソフトは、平成9年度に当該業者に委託し納入したもので、北九州市自のソフトである(ただし、ソフトの一部は、業者であるオオバからライセンスを購入したものである)。本ソフトで使用する公共下水道管渠施設データは『北九州市下水道台帳システム(北九州市管渠データベース)の基本データを本ソフト専用に変更加工したものであり、これらの機能を開発した同社でないと変更加工ができないことから、同社と特命随意契約する。	公営企業法施行令第2号	非公表(特命随意契約で、継続性がある)			
下水道台帳閲覧システム維持管理システム保守業務委託	株式会社 オオバ	1,134,000	平成30年3月26日	下水道台帳システム閲覧維持管理機能ソフトは、平成9年度に当該業者に委託し納入したもので、北九州市自のソフトである。本システムは、市における下水道維持管理機能としていたため、の不具合が発生した場合、迅速に機能回復し日業務に支障のないようにする必要があるが、これらの機能を開発した当該業者以外では保守ができない					

随意契約結果一覧表（平成29年10月～平成30年3月契約分）

契約担当課・連絡先		上下水道局 下水道計画課		093-582-2480			
件名	契約の相手方の商号又は名称	契約金額(円)	契約締結日	随意契約とした具体的な理由	根拠法令※	予定価格(円)	備考
排水設備工事審査等業務委託	株式会社 北九州 オーターサービス	51,364,000	平成30年5月30日	<p>当該業者は、本市のガバナンスの下で上下水道事業の間の業務の効率的・定期的な事業体の維持を図ることを目的とした法人であり、本市の上下水道事業に関する取業務や施設管理業務、排水設備工事審査業務等の執行を保管する業務の実績を有するとともに、本市上下水道執行に精通し、かつ専門知識や技術を持った員を活用している。</p> <p>排水設備工事審査業務並びに水洗化業務は、下水道法に基づき、その排水設備工事の計画確認完了検査、水洗所の改造指資金融通等に関する相といった執行を保管する業務を主たる内容としている。</p> <p>このため、業務の執行に当たっては、関係法令を踏まえた高度な知識や実務経験、公平性の確保が図られている。また、水洗所の改造指等と排水設備の計画確認完了検査に関する業務は相互に関連性が高いと、密接不可分である。</p> <p>以上のことから、現時点において本業務の執行が可能なものは、当該業者に限定されるため特命とする。</p>	公営企業法施行令第2号	非公表 (特命随意契約で、継続性がある)	

(注)「根拠法令※」は次のように記入しています。

○公営企業法施行令：地方公営企業法施行令第21条の14第1項中の該当号

随意契約結果一覧表（平成29年10月～平成30年3月契約分）

契約担当課・連絡先	上下水道局 施設課	093-582-2485
-----------	-----------	--------------

件名	契約の相手方の商号又は名称	契約金額(円)	契約締結日	随意契約とした具体的な理由	根拠法令※	予定価格(円)	備考
野町 ンプ場 素発生装置 剤充填業務委託	ターオーサーサービス株式会社 事業推進本部 西日本営業部	2,376,000	平成29年10月5日	<p>素発生装置は高濃度の素を生成し、ンプ場の汚水圧管 圧入することにより悪臭の発生を防止し、良 な周 環境を維持するた に重 な装置である。回の当該装置の 剤充填 こに伴なう試運転調 ・ 備にあたっては 素発生装置の構造等を熟知したものが実施しなけ ば 定した所定の性能をることができない。</p> <p>当該業者は本装置の 造会社である中外炉工業から下水道事業における 素注入装置の 入、保守・ ンテナンス、部品等に関連する事業を さ ている。そのた 本装置に関して精通しており、 剤交 、試運転調 ・ 備等に な技術的 等を同等に している。以上の理由により、当該業者を特命するもの。</p>	公営企業法施行令第2号	非公表 (特命随意契約で、継続性がある)	
日明浄化センター 品選定等業務委託(その2)	株式会社 . 一・エス	9,350円 汚分1 当り	平成29年10月5日	<p>本業務は「日明浄化センター運転 備等業務委託」における汚水処理業務で 用する 品の選定や在庫管理等を行う業務である。</p> <p>本業務に当っては、発生する汚 の日 の性状を正確にし、そ に応じた 品の 類・注入 の 適な組合せを選定して、水機を運転し、目 含水 の汚 に 水しなけ ばならぬ。加 て、後続するセ ント 料の汚 処理処分等に支障を さないように、水汚 の量と 定を図ることが強く らる。</p> <p>このように、品選定と汚 水業務とは密接に関連し、不可分であるた 「日明浄化センター運転 備等業務委託」を委託する当該業者に特命するもの。</p>	公営企業法施行令第2号	非公表 (特命随意契約で、継続性がある)	価契約 予定額 4,564,296円

(注)「根拠法令※」は次のように記入しています。

○公営企業法施行令：地方公営企業法施行令第21条の14第1項中の該当号

随意契約結果一覧表（平成29年10月～平成30年3月契約分）

契約担当課・連絡先	水 施 課	093-582-2485
-----------	-------	--------------

件 名	契約の相手方の商号又は名称	契約金額(円)	契約締結日	随意契約とした具体的な理由	根拠法令※	予定価格(円)	備 考
日明浄化センター気象情報配信業務委託	一般財団法人 日本気象協会 九州支社	1,998,000	平成30年3月16日	本業務は、雨水ポンプ運転等支援システムにおいて各端末で閲覧する気象情報(地域雨量、雨雲データ等)を得るものである。業務委託にあたり、本市の有資格者業者(複数社)に履行可能な可否等について調査したところ、当該業者以外に履行可能な業者がないことが判明した。よって、当該業者に特命するもの。	公営企業法施行令第2号	非公表 (特命随意契約で、継続性がある)	
日明浄化センター展示装置点検業務委託	株式会社 丹青社	1,555,200	平成30年3月16日	本業務は、日明浄化センター管理棟(ピジターセンター)の展示装置を常に安定的に動作させるための定期点検や緊急点検を行う業務である。展示装置とは、 者が水をしながら体するための装置であり、 ンやより成さ、にはせないものである。 展示装置は、置業者のにより作成されたものであり、た、や は市にさていな いたため、者で有することは可能である。以の理由により、当該業者に特命するもの。	公営企業法施行令第2号	非公表 (特命随意契約で、継続性がある)	
根浄化センター 23 気作安業務委託	一般財団法人 九州気安協会 九州支	13,591,152	平成30年3月16日	者の有をする公を施した結果、当該業務を履行可能なものが1者しいないことがさため。	公営企業法施行令第2号	非公表 (特命随意契約で、継続性がある)	

( ) 根拠法令※はのよにしていす。

公営企業法施行令 地方公営企業法施行令第21 の1 第1 の該当号

随意契約結果一覧表（平成29年10月～平成30年3月契約分）

契約担当課・連絡先

水 施 課

093-582-2485

件 名	契約の相手方の 商号又は名称	契約金額 (円)	契約締結日	随意契約とした具体的な理由	根拠 法令 ※	予定価格 (円)	備 考
				作業 本業務は、浄化センター において水 理 備等の			
浄化センター ・ 浄化センター等運 転 備等業務委託	株式会社 九州 一ビス	58,160,000	平成30年3月19日		公営企 非公表 業法施 (特命随意契約 行令第2 で、継続性があ 号 る)		

に常し、がす一作による量の調  
、の動、ポンプの運転なの一連の作を行  
い、備がしたには、やにの備にりて  
備のにめなない。装置のや  
には、浄化センターの運転がないため、センター  
の連絡をりつつポンプで一の作を行ない、雨水を  
に、し、水は浄化センターに水し続るがある。浄化  
センターやポンプにおる水のは、地や水管  
の備等によりの特があり、特に地では、  
雨には水量がにする。このため、水をに  
は、水のや各施・備の特をし、年さ  
たによる各での判やが可である。  
た理では、するを安定的に水理するため  
に常に化する性にた運転がめる。浄化セン  
ターやポンプの備は、置さているやの式あ  
るいは化の等のいがある。このため、な  
安管理を行ためには、の履や点検等の情報は  
のこと、定期的な点検等により可能となる管理や  
等をすることがである。この情報を、  
を行ことで、施の継続的な安をつことが可能となり、  
いては施の命化にし、のにがる。  
た、等による緊急につにし、ポ  
ンプ備、水理備等のにおいても水の  
や水をため、プ備をいつでも動でる  
よに・点検を行ためには、各施・備の特性をし  
で、の化履情報等をしてしていることがとなる。  
に者であっても水施の運転備をに行る人  
をめることはめてである。したがって、水や水  
理備等による水のを、安  
な市ービスを安定的にするため、地域特性や備  
の特性なとを有している当該業者に特命するも  
の。

( ) 根拠法令※はのよにしています。

公営企業法施行令 地方公営企業法施行令第21 の1 第1 の該当号

随意契約結果一覧表（平成29年10月～平成30年3月契約分）

契約担当課・連絡先	水 施 課	093-582-2485
-----------	-------	--------------

件 名	契約の相手方の商号又は名称	契約金額(円)	契約締結日	随意契約とした具体的な理由	根拠法令※	予定価格(円)	備 考
日明浄化センター 3ポンプ 運転 備等業務委託	株式会社 ・ ー ・ ス	232,000,000	平成30年3月19日	<p>な の ポンプ においては、24 ことな する 水を浄化センターに 水するとともに、雨 には雨水を 安 に することが め る。このため 常 においても雨 に備 、ポンプ 備が に 動するよ に 備で ていな ない。た や 雨な の 体 にしては、ポ ンプ に常 し、 が す 一 作による 量の調 、 の 動、ポンプの運転 な の一連の 作を行 い、 備が した には、 や に の 備に りて 備の にめな ない。 装置の や には、浄化センター の運転が ないため、センター の連絡を りつつポンプ でー の 作を行ない、雨水を に し、 水は浄化センターに 水し続 な ない。 日明浄化センターにおいても、日 の 水 理を行いつつ、常 に雨 の 水に てるよ 水 理 備を 備し、 が した は、 な がで るよ に 備していな ない。た 理では、 する を安定的に 水 理するために常に 化する 性 に た運転が め る。 このよ に浄化センターやポンプ の 備は、 置さ ている や の 式あるいは 化の 等 の いがあ る。このため、 な 安管理を行 ためには、 の 履 や点検等の情報は のこと、定期的な点検等により可能となる 管理や な 等を することが である。こ の 情報を 、 を行 ことで、施 の継続的な安 を つ ことが可能となり、 いては施 の 命化に し、 の に がる。</p> <p>た、 等による緊急 に つ に し、ポ ンプ 備、水 理 備等の においても 水 の や 水 を ため、 プ 備をいつでも 動で る よ に ・点検を行 ためには、各施 ・ 備の特性を した で、 の 化履 情報等を していることが となる。 に 者であっても 水 施の運転 備を に行 人 を めることは めて である。って、こ の運転 備 等業務に な 件について、 年 さ た と を、 一有している当該業者に特命するもの。</p>	公営企 業法施 行令第2 号	非公表 (特命随意契約 で、継続性があ る)	

( ) 根拠法令※ は のよ に してい す。

公営企業法施行令 地方公営企業法施行令第21 の1 第1 の該当号



随意契約結果一覧表（平成29年10月～平成30年3月契約分）

契約担当課・連絡先	水 施 課	093-582-2485
-----------	-------	--------------

件 名	契約の相手方の商号又は名称	契約金額(円)	契約締結日	随意契約とした具体的な理由	根拠法令※	予定価格(円)	備 考
浄化センター 2ポンプ 運転 備等業務委託	株式会社 ・ ー ・ ス	153,360,000	平成30年3月19日	<p>このポンプにおいては、24 ことな                  する水を浄化センターに 水するとともに、雨 には雨水を                  安にすることが め る。このため 常 においても雨                  に備、ポンプ 備が に 動するよ に 備で ていな                  ない。た や 雨な の 体 にしては、ポ                  ンプに常し、 が す 一 作による 量の調                  、 の 動、ポンプの運転 な の一連の 作を行                  い、 備が した には、 や に の 備にりて                  備の にめな ない。 装置の や                  には、浄化センター の運転が ないため、センター                  の連絡を りつつポンプ で一 の 作を行ない、雨水を                  に、 水は浄化センターに 水し続 な ない。                  浄化センターにおいても、日 の 水 理を行いつつ、                  常に雨 の 水に てるよ 水 理 備を 備し、 が                  した は、 な が てるよ に 備していな                  ない。た 理では、 する を安定的に 水                  理するために常に 化する 性 に た運転が め                  る。</p> <p>このよに浄化センターやポンプ の 備は、 置さ ている                  や の 式あるいは 化の 等 の いがあ                  る。このため、 な 安管理を行 ためには、 の 履                  や点検等の情報は のこと、定期的な点検等により可能となる                  管理や な 等を することが である。こ の                  情報を、 を行 ことで、施 の継続的な安 を つ                  ことが可能となり、 いては施 の 命化に し、 の                  に がる。</p> <p>た、 等による緊急 に つ に し、ポ                  ンプ 備、水 理 備等の においても 水 の                  や 水 を ため、 プ 備をいつでも 動で る                  よに ・点検を行 ためには、各施 ・ 備の特性を した                  で、 の 化履 情報等を していることが となる。                  に 者であっても 水 施 の運転 備を に行 する人                  を めることは めて である。って、こ の運転 備                  等業務に な 件について、年 さ た と                  を、 一有している当該業者に特命するもの。</p>	公営企 業法施 行令第2 号	非公表 (特命随意契約 で、継続性があ る)	

( ) 根拠法令※ は のよに してい す。

公営企業法施行令 地方公営企業法施行令第21 の1 第1 の該当号

随意契約結果一覧表（平成29年10月～平成30年3月契約分）

契約担当課・連絡先 水 施 課 093-582-2485

件 名	契約の相手方の商号又は名称	契約金額(円)	契約締結日	随意契約とした具体的な理由	根拠法令※	予定価格(円)	備 考
手ポンプ3ポンプ 運転備等業務委託	九州タービス株式会社	82,620,000	平成30年3月19日	手ポンプなどのポンプにおいては、24時間 水浄化センターに水するとともに、雨には雨水が すため水の的安にすることがめ。た や雨の体にしては、ポンプのする水量 が分式よりも式のが非常に、ポンプに常し、 す一作による量の調、の動、ポンプの運 転の一連の作を行い、備がしたには、やに の備にりて備のにめることは分式よりも式 のが非常にの意がとなる。 に、手ポンプは転が予定されているため、 ポンプの手ポンプの装置は年数を、 化がに行っており、等による可となった、 に急行した運転と連絡をりつつ、 地域特性のある水により水をポンプ、手ポンプ や日明浄化センターに水し続なない。 よって、ポンプの備の置、の化の、水管の 能、特有の雨の特性等、のいがあり、水 のにすることがである。 に水務者であっても水施の運転備を に行る人をめることはめてである。って、こ の運転備等業務にな件について、年さたとを、一有 している当該業者に特命するもの。	公営企業法施行令第2号	非公表 (特命随意契約 で、継続性がある)	
浄化センター 定等業務委託	株式会社九州タービス	8,300円 定分1当り(浄化センター) 11,500円 定分1当り(浄化センター)	平成30年3月19日	本業務は浄化センター作、浄化センター等運転 備等業務委託における浄化センター水理業務で するの定や管理等を行業務である。 本業務に当っては、するの日の性をにし、に たの、のなせを定して、水を運転し、 水のに水しなない。て、続する水 化やセンの理分等に支をさないよに、 水の量と安定をることがめ。 このよに、定と水業務とはに連し、可分である ため浄化センター作、浄化センター等運転備等業務 委託を委託する当該業者に特命するもの。	公営企業法施行令第2号	非公表 (特命随意契約 で、継続性がある)	価契約 予定額 39,90,116円
日明浄化センター 定等業務委託	株式会社タービス	11,000円 分1当り	平成30年3月19日	本業務は日明浄化センター運転備等業務委託における水 理業務でするの定や管理等を行業務である。 本業務に当っては、するの日の性をにし、に たの、のなせを定して、水を運転し、 水のに水しなない。て、続するセン の理分等に支をさないよに、水の量と安定 をることがめ。 このよに、定と水業務とはに連し、可分である ため日明浄化センター運転備等業務委託を委託する当該業者に特命 するもの。	公営企業法施行令第2号	非公表 (特命随意契約 で、継続性がある)	価契約 予定額 2,82,232円

( ) 根拠法令※はのよにしています。

公営企業法施行令 地方公営企業法施行令第21 の1 第1 の該当号

随意契約結果一覧表（平成29年10月～平成30年3月契約分）

契約担当課・連絡先 水 施 課 093-582-2485

件 名	契約の相手方の商号又は名称	契約金額(円)	契約締結日	随意契約とした具体的な理由	根拠法令※	予定価格(円)	備 考
浄化センター 定等業務委託	株式会社 . 一 . ス	11,300円 分1 当り	平成30年3月19日	本業務は 浄化センター運転 備等業務委託 における 水 理業務で する の 定や 管理等を行 業務 である。 本業務に当っては、 する の日 の性 を に し、 に た の . の な せを 定し て、 水 を運転し、 水 の に 水しな な い。 て、 続する 水 化やセン の 理 分等に支 を さないよ に、 水 の量と安定を るこ とが め る。 このよ に、 定と 水業務とは に 連し、 可分 であるため 浄化センター運転 備等業務委託 を委託す る当該業者に特命するもの。	公営企 業法施 行令第2 号	非公表 (特命随意契約 で、継続性がある)	価契約 予定 額 , 63,888円
根浄化センター 定等業務委託	株式会社 . 一 . ス	1,100円 分1 当り	平成30年3月19日	本業務は 根浄化センター運転 備等業務委託 における 水 理業務で する の 定や 管理等を行 業務 である。 本業務に当っては、 する の日 の性 を に し、 に た の . の な せを 定し て、 水 を運転し、 水 の に 水しな な い。 て、 続する 水 化やセン の 理 分等に支 を さないよ に、 水 の量と安定を るこ とが め る。 このよ に、 定と 水業務とは に 連し、 可分 であるため 根浄化センター運転 備等業務委託 を託した 当該業者に特命するもの。	公営企 業法施 行令第2 号	非公表 (特命随意契約 で、継続性がある)	価契約 予定 額 25,320円
水 一 セン 化 理委 託	テ . 株式会社 九 州	8,300円 1 当り	平成30年3月31日	当該業者は、 水 を 理することな 分する方法 に する をも 、 に 等の能 を有する業者がないため。	公営企 業法施 行令第2 号	非公表 (特命随意契約 で、継続性がある)	価契約 予定 額 358,560,000円
業 理業務委託	株式会社	8,500円 ン( 等629円を 額)	平成30年3月31日	本業務は、 水 理で する ( 業 )を 分 で 分を行な ものであり、 業 分業の 理業者 が業務を行な ことが法 務 ている。 、 象となる 業者は5社あるが、 理を委託する るのは、市 では 1社、市外( 市 )に1社の 2社である。 以 、 理 価 理 での運 な 金額の 当性を考 し、 と特命随意契約するもの。	公営企 業法施 行令第2 号	非公表 (特命随意契約 で、継続性がある)	価契約 予定 額 ,650,000円

( ) 根拠法令※ は のよ に して います。

公営企業法施行令 地方公営企業法施行令第21 の1 第1 の該当号